

平成29年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

事務事業名	空き家等対策事業 (空家等対策計画策定事業)			整理番号	— —
				担当課係	住宅課
事業予算費目	款	8	土木費	記入者職・氏名	
	項	8	住宅費	内線等	255
	目	1	住宅管理費	事業区分	経常事業
	大事業	7	空き家等対策事業	事業期間	平成 28 年 ～ 年度
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）				
根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26 年法律第127 号）				

■事業の概要・全体計画等（政策の発生源、提案に至るまでの理由）

近年、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、居住その他の使用がなされていないことが常態である住宅その他の建築物が年々増加している。
「空家等対策の推進に関する特別措置法」においては、空家等の所有者又は管理者が、空家等の適切な管理について第一義的な責任を有することを前提としつつ、住民に最も身近な行政主体であり、個別の空家等の状況を把握することが可能な立場にある市町村が、地域の実情に応じた空家等に関する対策の実施主体として位置付けられおり、空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進させるとされている。
空き家対策事業として下記の内容で事業推進する。

事業の内容	手段（計画している主な活動の内容、手段、手順）
	平成28年度に実施した空家の実態調査の結果を基に、所有者の特定及び状態、その他所有者等の意向調査を実施し、空き家等対策を総合的かつ計画的に実施するために空家等対策計画を策定する。
事業の目的	効果（事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか）
	適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図ることを目的とする。

■総合計画(前期基本計画)との整合性

事業目的が総合計画(前期基本計画)上の施策に結びついているか？	☒ いる	総合計画(前期基本計画)上の位置付け	基本目標	2. 快適な暮らしづくり
	☐ いない		大項目	① 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり
			中項目	2-1 快適な生活・都市基盤の整備
			小項目	空家等対策の推進
(理由) 総合計画において、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとあり整合している。				

■他の自治体の類似する政策との比較検討

空き家対策については空家等対策の推進に関する特別措置法の施行前より、条例等を制定し実施している自治体もあるが、大半がこれから法律に沿って事業実施していくものと推測できる。県内の各市町村の状況についても同様である。

■市民参加の実施の有無とその内容 (有・無) ○を入れてください。

事業の対象	対象（誰、何を対象にしているのか）
	空き家を持つ所有者
事業の意図	意図（事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか）
	空き家対策について今後事業実施していくために、実態調査を行い、問題や対策を明確にするために計画を策定する。さらに、空き家の活用や除却の支援を同時に推進し、管理されていない空家の増加を抑える。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	（市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか）
	老朽空家が増え、防災上からも解体撤去等の必要があり、防犯・住環境の改善・良好な景観形成等のため広く利用できるようにしてほしいとの意見がある。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか？	（社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺の状況等は今後どのように変化していくか）
	全国的な空き家の増加に伴い、平成27年5月に空家対策特別措置法が施行されている。今後も空き家の増加が見込まれる。今後、空家等の数が増加すれば、それがもたらす問題が一層深刻化し、適切な管理が行われていない結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響が大きくなっていくことが予想される。

■事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

			全体計画	29年度	30年度	31年度	32年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金	○	○					
		地 方 債	○	○					
		その他（利用者負担等）	○	○					
		一 般 財 源	8,067	8,067					
	関連事業費	A 直接事業費（千円）	8,067	8,067	○	○	○	○	
		人件費	正 規 職 員 数	0.50 人	0.50 人	人	人	人	人
			職 員 人 件 費 ①	2,760	2,760				
			臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	0.00 人	0.00 人	人	人	人	人
			臨 時 ・ 嘱 託 職 員 の 賃 金 等 ②	○	○				
		B 人件費計（千円）①+②	2,760	2,760	○	○	○	○	
A + B		10,827	10,827	○	○	○	○		
有効性について	① この事務事業を行わない場合の影響はありますか？	● ある	理由	長期間にわたる空き家の存在は、防犯、防災、衛生、環境面の悪化などにより、近隣住民や第三者に不利益や損害を与えるだけでなく、新規移住者の阻害などの土地利用の非効率化、市税収入の減少等も生じる可能性がある。このまま問題を放置し施策を講じなければ、空き家が増加するとともに地域の活力や魅力の低下にもつながっていき、影響は大きい。					
		a ない							
	② 類似事業との整理統合はできないか？	● できない	理由	本事業は空家の総合的な対策の位置づけであり、他の事業との統合はできない。					
		a できる							
	③ 成果をさらに向上させる余地はありますか？	□ ない	理由	平成27年5月に法律が施行されたばかりであり、国や県の補助についても必要な財政上の措置や必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとされているところであり、今後の支援拡大により成果を向上させることは可能である。					
		a ● ある							

◎改善・効率化・見直しの方向性 ※上記において a を選択した場合、必ず記入してください。

有効性	①	
	②	
	③ 国や県の支援を拡大できるような事業設計を構築する必要がある。	

所属長による総合的なコメント

適切な管理が行われていない空家等に対して法律や条例に基づき必要な助言・指導、勧告、命令等を行い適切な管理を促すとともに、それぞれの地域の活性化等の観点から、国の財政上の支援措置等を利用しながら空家等を地域資源として有効活用するなど地域の実情に応じた空家等に関する施策を全庁的に実施していく必要がある。